

## 「駐 車 場 利 用 約 款」

(平成 29 年 7 月 1 日改訂)

管理者 (実施主体)

リニモ沿線パーク&ライド推進会議

管理受託者

名 鉄 協 商 株 式 会 社

(契約の成立)

第 1 条 駐車場利用者は、リニモ沿線パーク&ライド推進会議 (以下「管理者」という。) が管理する本パーク&ライド駐車場を利用するにあたり、この「駐車場利用約款」を承認の上、利用するものとする。

(利用期間)

第 2 条 駐車場利用期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 1 ヶ月間の期間とし、期間満了の 1 週間前までに利用者及び管理者のいずれからも相手方に対し解約の意思表示がない場合は、次の 1 ヶ月間有効とし、以後この例により期間を延長するものとする。

(利用時間)

第 3 条 駐車場の利用時間は、リニモの運行時間に合わせて 5 時から 24 時 30 分とし、原則として利用時間外の車両の入庫、出庫は出来ないものとする。

(利用範囲)

第 4 条 原則として、利用申込み受付時において登録された車両ナンバー以外の自動車での利用はできないものとする。

2 利用者の諸事情で利用する自動車に変更が生じた場合には、利用者は管理者に連絡し、車両ナンバーの変更手続きを行うものとする。

(利用料金)

第 5 条 本パーク&ライド駐車場の利用者は、駐車場の管理運営を行う上で必要となる経費について、利用実費として毎月 1,500 円を負担することとし、管理者が定める方法により納入するものとする。

(利用料金の使途)

第 6 条 管理者は、利用者から徴収した利用料金を次の使途に充てるものとする。

(1) 駐車場の維持費 (駐車場施設の維持、補修に要する費用)

(2) 駐車場の管理費 (駐車場内及び通路の光熱費、コールセンター利用及び巡回の実施に要する費用)

- (3) 駐車場の運営費（利用定期券の発行、利用料金の徴収、利用者との連絡・通信に要する費用）
- (4) 駐車場の施設整備費（本パーク&ライド駐車場における利用者の利便性の向上や利用者増加への対応を目的とした舗装、区画線設置等の簡易な施設整備費）
- (5) その他リニモ沿線におけるパーク&ライドの推進に必要となる経費

#### （利用者の資格）

第7条 本パーク&ライド駐車場は、自家用車から公共交通機関への乗換えの利便性を高め、公共交通機関の利用促進を図ることを設置目的とする。

- 2 前項に示す設置目的の主旨を踏まえ、本パーク&ライド駐車場の利用者は、リニモの愛・地球博記念公園駅において、自家用車とリニモとの乗換えのために駐車場を必要とされる方で、かつ、本「駐車場利用約款」を承認した方を対象とする。

#### （利用資格の確認）

第8条 管理者は、前条に規定する利用者の資格の確認を行うため、利用者に対してリニモの定期券もしくは乗車券の提示又はその写し等の提出を求めることができる。

- 2 前項の提示又は提出を求められた場合において、利用者は管理者に協力しなければならない。

#### （駐車できる車両及び利用制限）

第9条 本パーク&ライド駐車場に駐車できる車両は、あらかじめ管理者に申し出のある車両で、積載物又は取付物を含めて駐車場枠内に収容できる乗用車両とする。

- 2 車両重量が2トンを超える車両は駐車できないものとする。
- 3 危険物、爆発物、悪臭を放つ物品を搭載している車両は駐車できないものとする。
- 4 管理者は駐車場管理上支障のある車両については、駐車を拒否し、又退去を要求することができる。

#### （利用定期券の発行）

第10条 管理者は、利用者に対し利用定期券を発行するものとする。

- 2 利用定期券は、本パーク&ライド駐車場の利用者として登録されていることを証明するためのものであり、利用者の責任の上で大切に保管、管理することとする。
- 3 利用定期券は、原則として再発行しないが、紛失、盗難、経年劣化等の理由により利用者から管理者あてに申請があった場合には、利用者の実費負担（1件につき1,000円）により再発行を行うものとする。但し、継続して3年以上契約し、かつ、過去3年以内に再発行を行っていない利用者については、管理者の負担とする。
- 4 利用者が利用定期券の偽造、記載内容の改ざん、第三者への貸与及び譲渡など違反行為を行った場合には、管理者は駐車場の利用を停止することができるものとする。
- 5 前項の場合において、一度、納入された利用料金については、返還しないものとする。
- 6 利用者が本パーク&ライド駐車場を利用する際には、利用定期券にて入出場するものとする。

#### （利用者からの解約手続）

第11条 利用者は、利用期間内においても自己の都合により、期間満了の1週間前までの予告をもって解約することができる。

- 2 前項の場合において、解約日は申し入れ月の末日をもって満了とする。

- 3 利用者の解約申し入れにつき、申し入れ月の残日数分の利用料金の返却はしないものとする。
- 4 暦日 20 日以降の解約受付の際、次月 27 日の銀行引落が行われることを利用者は承認するものとし、この場合、管理者は利用者の指定口座へ引落をした金員を振込みにて返却するものとする。

(管理者からの利用許可の停止措置及び解除)

第 12 条 利用者が本「駐車場利用約款」に違反したとき又は 1 ヶ月以上にわたり利用料金の納入を滞った場合には、管理者は何らの通知催告なしに契約を解除又は利用の停止の措置をすることができるものとする。

(管理者からの解約)

第 13 条 管理者は、天災地変等自己の責に帰すことができない理由により駐車場が利用できない場合は、当然に契約を催告無しで解約することができる。

- 2 管理者の都合により途中解約する場合は、利用者に 1 週間前に予告をし、1 週間経過すれば解約することができるものとする。
- 3 前項による契約終了の場合は、既納料金を日割計算により、利用者に払い戻すこととする。

(免責事項)

第 14 条 管理者は、次に示す事由及びその他管理者の責に帰すことができない事由によって生じた、車輛とその積載物及び取付け物及び車内の留置品又は利用者の損害について賠償責任を一切負わないこととする。

- (1) 台風・風水害・地震・火災・落雷等の天災地変による災害及びその他の不可抗力による損害。
- (2) 無断車輛及び他の車輛等に、入庫・出庫を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により利用者が被った損害及びその他の損害。
- (3) 衝突・接触事故、その他駐車場内における事故損害。
- (4) 車輛とその積載物若しくは取付け物及び車内の留置品についての盗品による利用者の損害（自動車盗、部品盗等）。
- (5) 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害。

(事故等に対する措置)

第 15 条 利用者が駐車場で事故による被害を受けた場合又は事故を発生させた場合は、利用者は直接地元警察（愛知県警愛知署：0561-39-0110）へ連絡した上で、被害届等必要な手続きを行うとともに管理者に対してその旨を連絡するものとする。

- 2 利用者が本パーク&ライド駐車場の設備等を破損した場合及びその他の車輛若しくはその物品に損害を与えた場合には、利用者自らがその損害を賠償するものとする。

(駐車場内の通行)

第 16 条 駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める例によりこれを行うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度は毎時 8 キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車輛の通行を優先すること。

- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 駐車場内に設置された看板、路面表示に従うこと。

(駐車位置の指定)

第 17 条 本パーク&ライド駐車場は、利用者の駐車位置の指定はしないものとする。ただし、駐車場出入口付近は、交通整理上及び交通安全上の観点から管理者によって使用の制限をかけることができるものとする。

(遵守事項)

第 18 条 利用者は駐車場利用にあたって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内での火気使用の禁止。
- (2) 駐車場内及び周辺での吸殻、空き缶、紙屑等のごみ放置の禁止。
- (3) 駐車場内での飲酒、賭け事及び喧噪にわたる行為等の禁止。
- (4) 駐車場内での宿泊の禁止。
- (5) 駐車場内でのアイドリングストップの励行。
- (6) 駐車場内での空ぶかし、大音量でのカーステレオ等近隣への迷惑行為の禁止。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。
- (8) 車両を離れるときには窓を閉め、扉及びトランクに施錠すること。
- (9) 場内における、営業行為及び演説、宣伝、募金、署名運動その他公安を害する行為の禁止。
- (10) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為の禁止。

(その他利用上の注意事項)

第 19 条 本パーク&ライド駐車場の入出庫時は、他の交通車両と接触事故等を起こさないよう利用の際には十分注意すること。

2 本パーク&ライド駐車場の利用状況については、巡回時に適宜チェックすることとし、利用者が上記遵守事項を守れない場合は、管理者は利用を中止させることができる。

(車庫証明等の発行)

第 20 条 管理者は、本パーク&ライド駐車場の利用者に対し、車庫証明の発行は行わないものとする。

なお、通勤・通学に係る証明書については、利用定期券の発行をもって替えることとする。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 本パーク&ライド駐車場の利用にあたって、利用者から提供された個人情報については、法令等に従い適正に管理するものとする。